

たるを以て特に有名なる室町時代の「大乘院寺社雜事記」なる舊記録中の文明十八年即ち西曆一四八六年に於ける遣明僧楠葉西忍本名「ムスル」は即ちアラビヤ人なりとの説は、たとへそれが嚴密なる意義のアラビヤ人にあらざるかの疑もあるにもせよ、判然たる一回教徒が、後にも先にも只一人のみ我國史に於て存在すといふ事は、最も顯著なる事實に相違なし。

以上の諸事實は、惜い哉是迄の西洋の諸學者にも未だ普く利用せられざるが如し。予は今是等の事實を回顧して以て、アラビヤ人の日本に關する智識の程度を測量する一梯尺となさんとす。(大正三年十一月二十四日脱稿)

D. フーニ氏の原文表題「Arabische Berichten over Japan」を、予は「日本に關する亞刺比亞人の智識」と義譯したり、實は Berichten は報知又は報道と正譯すべきものなることを已に承知したれども、何となく邦文雜誌の表題としてはまわりくどき感を生じたるを以て斯くの如く義譯否寧ろ改譯したるに過ぎず、特に之を辨明す。(大正四年四月廿四日追記)

元初史實解疑三則

箭 内 互

- 一 成吉思汗終焉の地
- 二 大昌原の戰
- 三 拖雷の遣宋使の遭難

一 成吉思汗終焉の地

元史の太祖紀に成吉思汗終焉の地を薩里川(ケルレ流のなる哈老徒(今のカロタ)行宮とするの誤なること平野)は、今や何人も之を疑はざるべしと雖も、同じく漢南漢地説を唱へながらも、尙ほ或は之を六盤山となし、或は靈州となし、未だ定説なきものゝ如し。事甚だ小なるが如きも、而も蓋世の英雄成吉思汗瞑目の地が不明とありては頗る遺憾の感なき能はず。因て左

に卑見を陳べて大方の叱正を乞はんとす。

抑、此問題に關して異説の起るは、主としてその根本史料の傳ふる所各相異なるに因る。故に先づ史料の吟味を遂げざるべからず。

(A) ラシッドの集史に曰く、猪年(狗年とあるは誤)の春の初に、汗は Ongon-talan-kuduk に至り、健康を害し、夢

に死期の近づけるを知りて諸子に後事を遺言し、終

つて諸子を隨へて南朝(ナシキヌ 宋即ち)に往き、諸城を招ぎ降

し、進んで六盤山に至れり、山は女直(金即ち)合申(カシツ 即ち)

夏(即ち六月)南朝三國交界の地なり。此時女直の使者(即ち六月)

完顔合(周なり)眞珠を山盛りにして來り、ついで又來りて降

服を乞ひしかば、汗は之を許し、我今病あれば暫ら

くは來る勿れといひて、彼を遣りて金主を諭さしめ

しが、それより病勢日に募りて八月十五日(實は二)

に登遐せり。諸將遺命により合申の主が拜謁に來り

しを執へて之を殺し、密かに柩を奉じて老營(即ち哈)

宮(老德行)に歸り、然る後に喪を發せりと(以上大意)。 Ong-

on-talan-kuduk の位置明ならず、夢話も或は後日附

託の事ならんも知るべからざれども、六盤山に至り

し後、程なく病革まりて死せしが如くにも解せらる

るなり。然れども元史の太祖紀によれば、太祖が六

盤山に遊著したるは閏五月にして、翌六月には、そ

の南方なる清水縣の西江に次せるなり。乃ち太祖の

死せし地は六盤山にあらざりしこと疑なし。

(B) 元史(卷百)察罕傳に曰く、進攻靈州、夏人(鬼名)

以十萬衆赴援、帝親與戰、大敗之(これは前年十一月の事)、還次六

盤、夏主堅守中興、帝遣察罕入城、諭以禍福、衆方

議降、會帝崩云云と。これ亦一見六盤山にて死せる

が如きも、而も後段引用する太祖紀の記事と參照し

て、甚しき略筆なることを知るべし。

(C) 蒙古源流に「青吉斯汗以丁亥年七月十二日

(西曆八月二十五日)歿於圖爾墨格依城、年六十六」とあり。圖爾

墨格依城は祕史に朵兒篋孩(Domekhai)とあるもの

にして即ち靈州なり。然れども太祖紀によるも、又

察罕傳によるも、太祖は靈州を攻め、その援軍を破りて後、六盤山に次せるものなれば、太祖の死せし地は靈州にあらざること亦明なり。

以上述ぶる所によりて、太祖終焉の地は、六盤山にもあらず、又靈州にもあらずとせば、果して何れの地なりしか。余は元史の太祖本紀の記事に本づき、之を以て清水縣附近と爲さんと欲するものなり。太祖紀は「崩于薩里川哈老徒之行宮」と明記したれど、その誤解に出でしこと已述の如し、この一失あればとて太祖晩年に關する同紀の記事を疑ふべきにあらず、試にその二十一年及び二十二年の條を見よ、西夏征伐及び前後の太祖の行動に關して、之に比すべき詳細なる記事は之を他に求め得べきか、而してその間に何等の矛盾を發見する能はざるにあらずや。是に於いて余は安心してその記事に従つて論歩を進むるを得るなり。太祖紀に曰く、「二十一年丙戌……冬十一月庚申帝攻靈州、夏遣嵬名公來援、丙寅帝

渡河、擊夏師敗之、丁丑……駐蹕鹽州川。……二十二年丁亥春帝留兵攻夏王城(即ち中興、今の寧夏府)、自率師渡河、攻積石州。二月破臨洮府、三月破洮河、西寧三州、……夏四月帝次龍德(今の隆德、今の靜寧州の西北)、拔德順(今の靜寧州の東)等州、……閏五月避暑六盤山、……六月夏王李睭降。帝次清水縣西江。秋七月壬午不豫、己丑崩于薩里川哈老徒之行宮」と。而して金史の姬汝作傳に「正大四年(即ち太祖二十三年)春大兵西來、擬以德順爲坐夏之所」とあるは、六盤山に暑を避けんとせるをいひ、元史の按竺邇傳に「駐兵秦州」とあるは、清水縣西江に駐まれるを指せるに外ならざるも、而も到底太祖紀の的確にその時と處とを傳へたるに比すべくもあらざるなり。前掲の文を一讀せば何人も太祖殂落の地を以て靈州或は六盤山と爲すの不合理なるに想到すべし、蓋し太祖は二十二年六月已に六盤山を去りてその南なる清水縣西江に次し、翌七月に至りて始めて疾を得、一週日の後殂落したるものなればなり。右の記

事に清水縣西江に次したるをいひて、それより前進せしことをいはず、而して薩里川は殂落の地にあらずして發喪の地なること疑を容れざる以上は、太祖は清水縣西江若くはその附近に在りて疾を得、ついで同一地に於いて殂落せしものとするは、尤も妥當なる解釋ならずや。況んや金史の撒合禿傳に「大元既滅西夏、進軍陝西、八月朝廷得清水之報、令有司罷防城及修城丁壯、凡軍需租調不急者、權停」とあるに於いてをや。太祖終焉の地は清水縣附近なりしこと今や殆んど疑を容れざるなり。清水縣は今の秦州清水縣の西にして、西江は蓋し今の牛頭河なるべし。

因にいふ、屠寄氏の新著蒙兀兒史記に太祖殂落の地を靈州とせり、その説に曰く、「舊紀次清水之説、果係實錄、則汗入秋已去六盤、南指秦鳳、欲假道於宋以伐也。諸書皆稱成吉思殂於六盤、不如蒙古源流歿於圖爾默格依之可信、今從之」と。然れど

説
林

も此説甚だ解し難し、秋に入りて南侵せしこと已に事實なりとせば、六盤山の南方に位する清水縣附近にその殂落地を求むると尤も妥當ならずや、南に向つて秦州鳳翔に入らんとせし事を認めながら、その終焉の地を遙に北方なる靈州に置かんとする屠寄氏の説は余輩の尤も了解に苦む所なり。

二 大昌原の戰

太祖の死するや、南征の諸王諸將は概ね漠北に歸りて葬儀に列せしも、その軍悉く引上げしにあらず、已に渭水の主流域に進めるものは、此年秋冬の交を以て秦州清水等の占領を完うし、更に東進し、鳳翔・京兆(即ち今の西安)等を劫かして關中を震撼せしめ、十二月には一軍遙かに進んで潼關の南に入り、商州・朱陽・盧氏等の諸城を攻掠し、悠悠として西方に歸りしものありき。翌年夏、蒙古の監國拖雷トレイは暑をオルコン河畔に避け居りしに、金の使者來りて太祖の死を弔

慰し且つ賻を献ぜしが、拖雷は「汝主久不降、使先帝老于兵間、吾豈能忘也、曷何爲哉」といひて之を却けたり。時に蒙古兵の陝西に在りしもの、駸々として涇州に至り、先づ慶陽の糧道を絶ち、進んで大昌原(今の慶陽府鞏州の西)に至りしが、金の勇將完顔陳和尚(漢名は蘇)四百騎を以て敵兵八千と戦つて大に之を破れり。蒙古兩國開戦して茲に約二十年、金の戦勝は之を以て始とす、是に於いて蒙軍の勢大に頓挫し、金軍の士氣大に振ひ、翌年二月陳和尚は金の大將移刺蒲阿と共に邠州に駐屯して防備を嚴にするに至りて、蒙兵の活動は一時全く停止したるの觀ありき。

此くて大昌原の戦は蒙金交戦史上有名なるものとなり、陳和尚の盛名は永く後世に傳はれり。然るに此戦ありし年次について金史の紀傳記する所必ずしも同からず、是に於いて後世の編者各、その見る所に従つて之を採り、未だ定説あらず、即ち之を以て金の正大五年三月に在りとなすものに通鑑續編、續資

治通鑑綱目あり、宋元通鑑・御批歷代通鑑輯覽・元史類編等之に従ふ、六年三月に在りとするものに、資治通鑑後編あり、七年正月に在りとするものに、續資治通鑑・蒙兀兒史記等あり、而して卑見を以てすれば當に五年冬に在りとすべし。今先づ七年説を駁し、而して後、他に及ばん。

續資治通鑑の編者畢沅曰く、

案金史紀傳疑俱有舛誤、蓋以元史及金史前後證之、而知其不合也。金正大五年蒙古皇子圖類(拖)監國元年之春、太宗尙未即位、其時當無大舉之事、且大昌原之戰以捷聞、在元人或爲之諱敗、金史本紀斷無闕而不書之理、原其致誤之由、忠義傳多采元好問・劉祁所撰述、事由記憶、語屬傳聞、故年月不能無舛。本紀之誤則因六年布哈(阿蒲)率陳和尚、駐邠州、遂連書其後事耳。金人之救慶陽、布哈傳約赫德(牙哥塔)傳、白華傳載之甚詳、本紀於七年正月書副樞布哈等解慶陽之圍、約赫德布哈傳云、七年正

月戰於大昌原、慶陽圍解。此即陳和尚爲前鋒奏捷之事也。前人誤分大昌原、慶陽、爲二役、固宜轉而不得其實矣。今定作七年。

と。即ち(一)畢氏が五年説を否定するの理由は、(A)此年は拖雷監國元年にて太宗即位前なれば、その時、蒙古兵大舉來侵の事あるべき筈なし、(B)金史本紀に大昌原戰勝の事を記せざる筈なし、(C)忠義傳は元劉二氏の撰述に本づきし所多ければ、記憶傳聞の誤あるべし、故に忠義傳の一なる陳和尚傳に、五年とあればとて信ずるに足らずとの三點に在り。然れども畢氏の七年説の根據の一なる移刺蒲阿傳には、六年二月丙辰以蒲阿權樞密副使、自去年夏北軍之在陝西者、駸駸至涇州、且阻慶陽糧道云云」とあれば、太宗即位以前なればとて一萬にも足らざる蒙古兵が來り攻むることなかりきとはいふべからず、殊に此兵は決して漠北より新に遣はされしにはあらずして、夙に陝西に居りしものなり、(A)の理由は未だ以て五年説を

覆へすに足らず。(B)の理由は更に薄弱なり、大昌原の戰勝の事は、金史理宗紀五年の條に記せられざると同じく、七年の條にも記せられざるにあらずや、顯著なる事件が本紀に見えざるの理由を以て之を抹殺せんには、抹殺せらるべき事件の多きに勝へざらん。(C)の理由は全然想像なり、特に辯ずるの要なし。(二)畢氏が六年説を否定せる理由は稍、明瞭を缺くも、蓋し「本紀に六年二月移刺蒲阿が完顏陳和尚の忠孝軍一千騎を率ゐて邠州に駐したる事より慶陽赴援の事まで逆書されたるを見て、大昌原の戰は六年に在りて、慶陽の解圍は七年に在りきと誤解したるものならん」との意味なるべし。果して然りとせば、その説必ずしも妥當なりといふべからず、余は寧ろ本紀に「三月乙亥忠孝軍總領陳和尚有戰功、授定遠大將軍平涼府判官世襲謀克」とあるによりて、資治通鑑後編の編者徐乾學は、大昌原の戰は此年春に在りきと速斷したるものと解釋せんと欲するなり。要す

るに六年説は到底成立せず。

七年説を主張するもの、畢氏の後に蒙兀兒史記の編者屠寄あり、屠氏は金史哀宗紀の記事を摘出して慶陽圍と、大昌原戰とは其の實一事なりといひ、陳和尚傳に正大五年に在りとするは誤なりと結びたれど、而も殆んど其の理由を示さず、畢氏の説に比して寧ろ頗る遜色あり。要するに畢屠兩氏の七年説の積極的證據としては、金史の紇石烈牙吾塔傳に「七年正月戰于大昌原、慶陽圍解」と記し、移刺蒲阿傳に「七年正月戰北兵於大昌原、北軍還、慶陽圍解」とあるもののみ。而も五年説の根據には、その史料としての權威に於いて毫も前者に遜る所なき完顏陳和尚傳の記事あり、若し互に一を信じ他を疑うて止まざらば、所謂水懸論に終らん。是に於いて余は五年説を確立せんがために、前人の未だ言及せざる所について一言せん。而も順序として金史の陳和尚傳の文を引かざるべからず、曰く、

●五年北兵入大昌原、平章合達(完顏合達)問誰可爲前鋒者、陳和尚出應命、先已沐浴易衣、若將就木樨者擐甲上馬、不反顧、是日以四百騎破八千衆、三軍之士踴躍思戰、蓋自軍興二十年、始有此捷、奏功第一、手詔褒諭、授定遠大將軍平涼府判官世襲謀克云。

然るに畢氏は金史の忠義諸傳は元劉二氏の撰述に本づくもの多きの故を以て、この記事の年次の必ずしも憑信し難きをいへり、此かる非難は反對論の根據としては頗る薄弱にして往々一顧を値せざることは前述せる所なり、而も此くは例の水懸論と誤解せらるゝの恐あり、故に余は右の記事の年次の誤らざるを證せんがために、茲に左の文を引用す。

●六年三月乙亥忠孝軍總領陳和尚有戰功、授定遠大將軍平涼府判官世襲謀克。

之れ金史哀宗紀の記事なり、隨つて畢屠諸氏固より觸目せざるの理なし、而も諸氏の嘗てこの記事につ

いて言及する所なきは不思議に堪へず。若し諸氏にして、一たび此文と陳和尚傳の文とを併せ讀まば、大昌原の戦は晩くも六年三月乙亥以前に起りしことを疑ふ能はざらん。而も哀宗紀の所謂戦功を以て大昌原戦勝の功にあらずして、他の戦功を指すものと解せんとせば、諸氏は極力之に就いて明白なる理由を提せざるべからず。

之を要するに、大昌原の戦は金の正大五年(蒙古の國元年西紀一二二八年)に在りしこと疑を容れず、牙吾塔傳及び蒲阿傳に之を慶陽解圍と同じく七年正月に在りとするは、編者の誤解か、略筆なり、誤解とせば、大昌原の戦勝が有名なる事件なりしと、間接に慶陽の解圍に與つて力ありしと、大昌原と慶陽とがその地相近きとが、その原因なるべく、若し略筆とすれば、慶陽の解圍が七年正月に在りしを示すを主とし、その解圍の遠因ともいふべき大昌原の戦勝を連書したるに過ぎざるべし。

然れども通鑑續編、續通鑑綱目等の書が、之を以て五年三月に在りしものとするは怪むべし、何となれば、(A)蒲阿傳によるに、秦州方面に在りし蒙兵が東に向つて駁々として進み始めたは、此年の夏なりしを以て、それより以前に、大昌原の戦ありしは疑はし、(B)陳和尚が蒲阿と共に邠州に駐せしは六年二月なること哀宗紀に明文あれば兩地の距離より考へ、大昌原の戦は、その時より半年も一年も前の事とは思はれず、(C)殊に陳和尚が戦功を賞せられしこと、六年三月に在りし以上は、その戦がそれより一年前に行はれしとするは、尤も條理に合はず。因つて想ふに、五年三月説は、もと六年三月行賞の事ありしに本づき、その月に戦ありしものと誤解したるを、編者更に誤りて前年三月とし、後世皆その誤を踏襲したるものにあらざるか。果して然らば、陳桎商輅以下の人々も實は徐乾學と同じく六年説の主張者となるなり。

以上述ぶる所によりて余は大昌原の戦を以て金の正大五年冬の頃に在りしものと推定す。

三 拖雷の遣宋使の遭難

蒙古の太宗二年(金の正)正月金の慶陽の圍を解いて還るや、金將移刺蒲阿等大に得意となり、去年冬以來京兆に拘留したる蒙古の使節幹骨藥ヤンヤクを釋して歸らしむるに際し、「往いて汝が主に告げよ、我已に軍馬を準備す、戦を欲せば則ち來れ」と放言せり。太宗聞いて大に怒り、此年秋七月親征し、翌三年四月終に關中の堅城鳳翔を占領し、五月官山に還りて暑を避け、こゝに諸王將を會して道を分けて金を伐たんことを議決し、拖雷は先づ右軍を率ゐて陝西に入りたり。此時拖雷は道を宋に假り、且つ同盟して金を伐たんとし、使者擲不罕シユンブカンを遣はし、が、途に宋の官吏に殺されしかば、拖雷は怒りて直ちに鳳翔を發し、大散關を出でて、宋地に入り、八月には興元

(即ち漢中)を降し、漢水に沿うて東し、十二月には漢水を渡りて鄧州城を取り、翌四年正月有名なる三峯山の大勝を博せり。さて蒙古軍が宋地に入り漢水方面より河南に入りて金を攻むることは豫定の行動にして、宋が拖雷の使者を殺すと殺さざるとに關せず、必ず實行せらるゝべきものなりしが故に、使者遭難の問題は必ずしも重大ならざるが如きも、而も之によりて蒙古の金を滅ぼすの時期の多少後れしは勿論、金亡びて後蒙古の宋を伐つに當り、之れ亦屈竟の口實となりしを思へば、此事實を闡明するは決して無用の業にあらざと信ず。

元史の睿宗(拖雷)傳には「遣擲不罕シユンブカン詣宋、假道且約合兵、宋殺使者」とあるのみにて、遭難の場所も、月次も加害者も明ならず、通鑑續編には「擲不罕至青野原、金統制張宣殺之」とありて、場所を示したれど、加害者は宋人にあらずして金の官吏張宣とあり、高資銓は之に本づき、その元祕史に太祖の

九年宋に遣はしたる使者主ト罕^{ツェン}の一行が金人に拘へられたるを記したるを正しとして、且つ「元史曰宋殺、蓋金殺之、而諉爲宋殺也」といへり。而して續資治通鑑綱目には「蒙古侵金、速不罕^{スベカン}來假道、秋七月至沔州青野原、統制張宣殺之」と記し、始めてその月次を明記すると同時に青野原の所在をも示したり、而して御批歷代通鑑輯覽續資治通鑑等之に從ひ、元史類編亦ほ之に由れり。以上列擧するものの中、續綱目の記事尤も備はれりといへども、而も備はれるが故のみを以て直に尤も確實なりといふを得ず、況んや陳桎の通鑑續編には張宣を以て金の統制とし、ついで高實銓の説あり、而して故那珂博士は高氏の説を以て一考の値ありと認めたるに於てをや(成吉思汗實錄四四七頁注)。又以て疑問として存するものなるを知るべし。

然るに幸にして余輩は此疑問を解決するに足るべき尤も有力なる史料を有す、そは即ち耶律鐔の雙溪

醉隱集卷二、凱歌樂詞の序文の原注に引用せられたる理宗實錄と理宗日歴となり、曰く、

理宗實錄第八十三、紹定四年辛卯北使蘇巴爾罕^{スバールカン}來以假道合兵爲辭、青野原、沔州統制張宣誘蘇巴爾罕殺之。理宗日歴第三百九十五、十月二十一日沔州統制張宣、誘蘇巴爾罕、使曹萬戶勦殺。

こゝに蘇巴爾罕は、もと擲不罕^{ツェン}（元史太宗紀、睿）若くは速不罕^{スベカン}（蒙語傳、續綱目、元史類編等）とありしを、清初の史館が改めしものなることは、本書の外國名の譯字例より容易に之を推測するを得べし。青野原の上に至る字を脱したると亦明なり。是に於いて蒙使擲不罕が宋の沔州の青野原に至りし時、沔州統制張宣は曹萬戶に命じて殺さしめたること疑ふべからず、殊に續綱目以下の書が單に張宣に殺さると記せしに、こゝには更に下手人の名をも明記したるは流石に實錄なりと思はしむるなり。但し日歴に使者遭害の月日を十月二十一日とあるは疑ふべし。何となれば、此

年八月には蒙古軍已に深く入りて興元即ち漢中に在りしこと、宋史の理宗紀に明證あればなり。而して十月二十一日は張宣が青野原に蒙使を拒みたるの功によりて沔州都統を授けられし日なり、理宗紀に「冬十月癸酉(二十一日)御前中軍統制張宣戰青野原、有功、詔授沔州都統」となるもの即ち是なり。理宗日歴に張宣の功を立つるの日と、賞を受くるの日とを誤るが如きことあるべからず、想ふにこは日歴の誤にはあらずして醉隱集の著者の誤なるべし、即ち日歴の原文の十月二十一日の條には擲不罕を剿殺したるの功に由つて沔州都統を授けられしことを記したるに拘らず、耶律鑄は此事件の本末に就いて深く注意せざりしがために、誤つてその後半を閑却したるならん。

上來述ぶる所により、余輩は續資治通鑑綱目に青野原に於ける蒙使遭難を秋七月に在りと爲せるは、蓋し精確なる史料に據りしものなりと信じ、之を以

て斷案となす。

附記。元史類編系屬拖雷の條には「太宗將中軍、拖雷總右軍、……期以明年春合南北軍攻汴、遣速不罕詣宋、假道淮東以趨河南、宋統制張宣殺使者、拖雷怒、乃分兵攻宋諸城堡、長驅入漢中云」と見ゆれど、拖雷の率ゐたる右軍は始より漢水に沿うて東進し河南に入らんとせしこと、及び速不罕遭難の地が沔州青野原なりしこと疑なき以上は、道を淮東に假らんとすべき道理なし。若し當年蒙古側にて淮東に道を假りて河南に趨かんとし、爲めに使者を宋に遣りしものありとせば、そは必ず左軍の大將幹陳那顔なりしなるべく、また必ずしもその形跡なしとせず、即ち宋季三朝政要卷一、紹定四年の條に「鞣鞣自山東通好、欲假淮東以趨河南、群臣議不許」とあるもの、或は此間の消息を語るものならんか、果して然らば類編の著者は左軍の遣使と右軍の遣使とを混同して前記の如き誤を爲ししものなるべし。姑らく記して疑を闕く。